

不正アクセス等によるインターネットバンキングでの被害について

現在、お客さまのパソコンから、インターネットバンキングの ID やパスワード、暗証番号等をウェブサイトやダイレクトメール等、様々な方法により不正に取得し、お客さまに気付かれずにお客さまの口座から不正に現金を引き出す被害が、全国の金融機関で発生しています。

最近、多発している主な不正送金の手口は、次のようなものです。

<コンピュータウイルスを利用したもの>

○送付したメールやお客さまが閲覧したサイトから、お客さまのパソコンをウイルスに感染させ、ウイルスの働きにより、お客さまが気づかないうちにお客さまの預金口座から不正送金が行われる。

不正なコンピュータウイルスには、主に、以下のようなものがあります。

【不正送金ウイルス】

不正送金ウイルスとは、パソコンに感染したウイルスが、インターネットバンキングの利用等に伴い働き、お客さまの操作とは関係のない先へ、不正な送金を行うウイルスです。

【スパイウエア】

スパイウエアとは、感染したウイルスが勝手に、お客さまのパソコンに記録されている ID やパスワードなどの重要情報を、第三者へ転送してしまうウイルスです。

<フィッシングによるもの>

○銀行等の企業であるかのように装った電子メールを不特定多数のお客さまに送付し、偽のホームページへ誘導し、お客さまに入力させて取得した ID やパスワード等を利用して、不正にお客さまの預金口座から送金を行う。

○正規のホームページの閲覧中やインターネットバンキングへのログイン後に、不正なポップアップ画面が表示され、そこに入力させることで取得した ID やパスワード等を利用して、不正にお客さまの預金口座から送金を行う。

※当組合ではポップアップ画面によるお客さまの情報入力画面はありません。

<その他の手口>

○当該金融機関を偽装した CD-ROM を郵送し、その CD-ROM から「スパイウエア」等のウイルスをインストールさせ、その「スパイウエア」により取得したお客さまの ID、パスワード等を利用し、不正にお客さまの預金口座から送金を行う。